

令和3年4月10日

保護者各位

那覇市立石田中学校
校長 新垣 康史
(公印省略)

学校における児童生徒の携帯電話・スマートフォン等の取扱等に関する指針（抜粋）

～文部科学省（平成21年）からの通知を受け、沖縄県教育委員会、
那覇市教育委員会（平成30年）から以下の指針が出ています。家庭でのご指導をお願いします～

近年、携帯電話・スマートフォン等の急速な普及により、高度通信情報社会が身近なものになってきています。一方で、依然として携帯電話・スマートフォン等をめぐる様々な問題が発生しており、これからも情報機器の進展に伴い、新たなトラブルが発生することが懸念されます。

そこで、家庭でも下記のことからを踏まえ、お子さんに対して情報モラル、情報活用能力を身に付けるための指導を行い、正しく行動できる資質や能力を育てて下さるよう、よろしくをお願いします。

記

- 1 携帯電話・スマートフォン等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話・スマートフォン等の持込については、原則禁止とする。
- 2 緊急連絡のため等、やむを得ない理由のある場合は、保護者から学校長に持込の許可手続きをとる。
- 3 家庭内でのルール（利用目的、利用時間、利用場所等）をつくり、守らせる。
- 4 適切な利用環境を設定するために、必要のない機能を制限したり、フィルタリングの機能を設定したりすること。